

過疎問題懇談会報告メモ

宮口侗迪

1. 大まかな地域動向

20年前に、日本の各地域は経済成長期を経て大まかに3つのタイプに分けられると指摘（線引きが目的ではない）（『地域を活かす』1998）

A. 大都市圏：公共交通をベースに大量の移動が日常、地下鉄も必然

B. 中枢・中核都市とその近隣：マイカー中心の生活、生活の利便性高く、現代的な産業の立地も、農村部に宅地開発が進み景観的に農村であっても行動様式は都市部に類似、兼業農家もしかり

C. 遠隔過疎地域：中枢・中核都市への通勤が困難、多くは中山間地・離島、恒常的勤務の兼業が困難

当時はA・Bの地域では人口増加、Cとの差は歴然としていた（県によってはCが広い面積を占める）

国全体としては大都市圏に人口が集まり、県レベルでは県庁所在地とその隣接地域の都市化が進む構図がはっきりしていた

直近3年の変化では、政令指定都市以外の県庁所在地で増加しているのは宇都宮・大津のみ

政令指定都市でも、神戸・京都・新潟・熊本・静岡は減少

2. 過疎法の歩み

1965（昭和40）年の国調で地方の急激な人口減が明白に

昭和21年生まれが高卒の年、団塊の世代の中卒はすでに大都市へ（就職列車も）

昭和42年の経済審議会地域部会報告

人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態

→過疎と呼ぶべき

40年にすでに自然減が200町村

地方の存続への危機感が議員立法での過疎地域対策緊急措置法（1970）の制定へ

指標の基本は1960～65年の人口減少率10%以上と財政力指数（3年平均が全市町村の平均以下）

団塊の世代が長男を含め大量に流出したことが従来との違い

指定は当初776市町村、のちに追加で1093市町村

第2次過疎法では35～50年で20%以上減と財政力指数で、1119団体が対象
100市町村がはずれる、4年間過疎債の経過措置あり

第3次過疎法では財政力指数に加え次の要件で1143市町村、最終的には1230
市町村、経過措置あり

35～60年で25%以上の減
20%以上の減で高齢者比率16%以上
20%以上の減で若年者比率16%以下

第4次自立促進法（2000、平成12）では人口要件が極めて複雑に
1960～95年に加え70～95年の変化を採用
平成17、22、27年に改正で指定要件追加
平成12年時点では1171市町村、合併等により22年3月では718市町村
その後の改正で29年4月に817市町村、合併特例による一部過疎は145

3. 2000年自立促進法制定時およびそれ以降の議論

2000年改正前の過疎懇では、過疎という言葉の必要性について少し議論
過疎という言葉が浸透しており、国民や政治家の理解を得やすいと結論

自立促進法で生活インフラの格差是正に加えて、初めて過疎地域の価値・役割
に言及（現況 p.14）

多様で美しく風格ある国づくりへの寄与
国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割
長寿高齢化社会の先駆けとしての役割

2010（平成22）年の改正でソフト事業が過疎債の対象になり、その後の改正で
さらにハード事業の対象も拡充、市町村立高校の施設など（現況 p.18）

4. 人口減少時代における過疎対策の意義

ナショナルミニマムとして暮らしを支えることは国の責務だが、支えるべき地
域が国にとっていかなる価値を持つかは重要

自立促進法の目的で言及している公益的機能（現況 p.14）はどこまで強調でき
るか

宮口は、これまで過疎地域の農山村の人々の多彩なワザなどの人間論的価値と、集落レベルの支え合いの社会論的価値を強調し、都市に対して対極の価値を持つ地域と指摘してきた（読売論点、町村週報等）

それは過疎地域の人を元気づけ、自らその価値を失わないように工夫してほしいという意図と、その価値を都市人を含めてより多くの人に理解してもらいたいという意図からだった

→これが都市的価値中心の思考にどこまで共感してもらえるのかが問題

大義名分の一つとして公益的機能とは別に、自立促進法制定時の過疎地域の役割の「国民が新しい生活様式を実現できる場」を重視したい
これは田園回帰の意義とも重なる視点

20 年前に「過疎地域はあらゆる機動力を駆使して先進的な少数社会を目指すべき」と主張したが、その主張は今も変わらず
機動力には新たな人材も含まれる

過疎地域は土地や建物が空いている、いわばスキマが生じた地域
都市人が移り住み都市的成長によらない新しい生活様式をつくりやすい地域ともいえる

→国土計画でも対流促進型国土の形成をうたう
物的にスキマがあるということは、基本的には行動の自由度が高いということ

そこが無人の荒野ではなく、そこに過去からの蓄積を持った地域社会があり、様々なワザを持った人が住んでいて、その人たちとのいい関係の中で、UI ターン者などが自分の技量をプラスして新しい暮らし（生活様式）をつくる可能性は大いにある

人口減少高齢化が進んでいても、過疎地域の多くは過去からの蓄積の上に比較的所得でも暮らしが成り立つため、悲惨な雰囲気はなく、新参者を応援しやすい

→そこにしっかりした地域社会があることが重要→過疎法の支援の必要性

和歌山県那智勝浦町の色川地区には 1975 年に有機農業を志す若者グループが移住、その後そのグループのもとに就農希望者が実習におとずれるなどして移住者が増えた。その後人口が半減する中でもそこでの暮らしを求める移住が続

き、いま移住者はほぼ半数に（189 世帯 327 人が住む）

→このような動きが普遍化できるか

過疎地域の建物を活用してレストランをつくり、近隣から野菜などの原材料を仕入れて支持を集めている例は多い

周防大島の瀬戸内ジャムズガーデンは夫人の島に I ターンした若者が、8 割がた地元の原材料で 180 種類のジャムを製造販売、30 人の雇用を実現、農家の所得にも貢献

起業でなくとも継業もあり得る→酒屋を食堂兼雑貨店にした例あり

町場でも、IT、デザイン、カフェその他多彩な起業・継業の場となり得る

徳島県神山町のサテライトオフィスも空いた場を活用する好例、ビストロに続いて地元野菜によるランチレストランもオープン、コンプレックスオフィスのそばにシンプルな宿泊施設も→地元とのいい関係が見える

神山は地方創生戦略策定で行政と NPO、移住者との協働が実現、一層の力に

北海道下川町への若者の移住も、都市にはない自然と生きる暮らしを求めて

5000 人近くの地域おこし協力隊のかなりが過疎地域へ→まさに新しい生活様式の実現の場

子供を山村の小さな小学校で学ばせたいと考えて都市から移住する家族もかなり出現、これも都市と対極の人間論的価値志向と考えられる→島根県邑南町は子育て日本一の村をうたう

過疎地域が人口減少の中でもしっかりした地域社会として保たれ、そこにいろんな関係が生まれることが、持続的な新しい暮らしの樹立には欠かせない→過疎法の必要性

存続が極めて厳しい集落については、作野氏の「むらおさめ」が避けて通れないかもしれないが、いい形でおさめるためにも過疎法の支援があるべき

5. 都市と過疎地域の共生のあり方に関して

群馬県川場村（もと過疎地域）と世田谷区の 40 年近い交流

世田谷区の住民の憩いの場の公募に何もない村という理由で選ばれる
その後区が宿泊施設、村がゆとりある田園プラザ（農産物販売、ソバ、ピザ、
ビール・・・）を建設（これには過疎債充当）、小学5年生全員が宿泊し体験
区民も宿泊に訪れ、体験ツアーとプラザでの買い物
村にあるものへの区民の評価に応え、村の産物や村人の行動が洗練される

都市にはない価値を提供して評価される場合は全国に多く育つ
高知県津野町の森の巣箱（廃校舎の活用）
沖縄県宮古島市のさるかの里（農家民泊グループ）
他人の力でスタートし大きなビジネスに成長→岩手県葛巻町の畜産開発公社
高知県馬路村のユズ産業

過疎地域側は場と資源をいかに磨くか、そのこと自体に外の力の活用も価値

6. 過疎地域の住民に望まれる行動

地域社会の体制の安定化をいかに進めるか→暮らしの場としての価値づくり
新たな地域運営組織の育成が基本
動ける人が動き、力ある人が力を発揮する地域社会に変えていく作業を始める
これを市町村がいかにリードするか→過疎債ソフトの活用も
集落支援員、地域おこし協力隊等新しいツールをどう活用するか

7. 過疎地域の指定の単位および合併特例について

実体としての過疎地域は、離島集落、奥地集落、中山間地集落、小市街地を持つ
町場地区など多彩で、それぞれの実情に合わせて地区として施策を展開する
必要があり、やはり住民の暮らしに責任を持つ市町村の指定が基本と考える

現段階では過疎地域になじむ強力な圏域システム（たとえば定住自立圏）がで
きているのかどうか理解できていない

ある程度大きな市のなかの一部過疎はその都市の行政の力に委ねるという考え
方もあり得るかもしれない

8. 地域指定の指標について

中核市で過疎指定の都市が存在するが、ある程度の人口規模があり、交付税の
総額が多ければある程度の施策は可能であるという考えから、指定要件に人口
規模（上限）を入れる考え方もあり得るかもしれない

人口減少率をどの期間でとるかについては人口学的な詳細な検討も必要

9. 過疎債ソフトについて

消えるフロー的なものではなく、将来をつくるストック的なものという考え方は基本

立案に時間がかかるものは、過疎計画を変更（議会の承認）して対応する必要
現状では交通体制、医療体制への支出が高額に

10. 人口減少社会における過疎地域の公共施設等についてどう考えるか

合併による旧町村の支所機能の弱体化の流れは否定できない

ここに住民の暮らしの拠り所となる機能をプラスすることが重要

不要となった施設はサテライトオフィスや加工場等への転用に努力すべき

学校の統廃合の懸念が住民の活動を呼び起こす例も

少人数教育の価値が見直される風潮も一部に

教育の無償化の流れの中で小さな学校のあり方の議論があっている

過疎地域の県立高校に対して市町村が強力に支援する例が増える

北海道には1クラスの町村立高校が多数ある→過疎債活用が可能に